

7月は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

国民健康保険税

☎ 保険年金課 ☎(55)7119

国民健康保険税は、ご加入いただいている方全員の前年中の所得および人数をもとに計算し、毎年7月に世帯年税額を決定します。その年税額を第1期から第9期に振り分けて賦課させていただきます。ただし、特別徴収（年金からの天引き）の方は、4・6・8月分を差し引いた残りを、10・12・翌年2月分に振り分けて賦課させていただきます。

また、今年度より資産割を廃止し、税率が改定されています。

納税通知書の内容についてご確認ください。

	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	課税限度額(円)
医療給付費分	6.0	22,000	22,000	630,000
後期高齢者支援金分	1.8	8,000	6,000	190,000
介護納付金分(※)	1.3	8,000	6,000	170,000
合計	9.1	38,000	34,000	990,000

(※) 40歳以上65歳未満の方のみ

◎保険税の納付方法について

①普通徴収（納付書・スマホ決済・口座振替）

※6月中に口座振替を申し込まれた方は、9期までの納付書が同封されている場合があります。

②特別徴収（年金からの天引き）

③普通徴収および特別徴収（10月から年金天引き開始）

◎保険税の算出方法

保険税は所得割額・均等割額（×国民健康保険加入者数）・平等割額（×1世帯）の合計です。

※所得割額：（前年中の所得－基礎控除額：430,000円）×表中の税率（%）

後期高齢者医療保険料

☎ 愛知県後期高齢者医療広域連合
☎ 保険年金課

☎052(955)1223
☎(55)7119

後期高齢者医療保険料は、被保険者本人の前年所得をもとに計算します。

◎保険料の納付方法について

①特別徴収（年金からの天引きによる納付）

②普通徴収（納付書または口座振替による納付）

※「納付書」が同封されている方は、口座振替になっておりません。

納付書での納付をお願いします。

③普通徴収および特別徴収

納付方法は3種類あります。

ご自身の納付方法は、保険料決定通知書に付属の「納入通知書」
で確認ください。

◎保険料の算出方法

保険料は①所得割額と②均等割額の合計です。
（上限は64万円です）

①所得割額＝賦課のもととなる所得金額（※）
×所得割率（9.64%）

②均等割額＝48,765円

※賦課のもととなる所得金額＝

前年（令和2年）中の総所得金額－43万円

職場の健康保険などの被扶養者だった方について

これまで職場の健康保険などの被扶養者であった方（元被扶養者）は、保険料の被保険者均等割額を加入から2年を経過する月まで5割軽減されます。なお、当分の間、すべての元被扶養者の方に所得割を課しません。

※ただし、所得の低い世帯の方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

◎所得の低い世帯の方の保険料の軽減について

被保険者均等割額の軽減（一人当たり軽減額）

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を下記のとおり軽減します。

対象者の所得要件（世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額）	均等割の軽減割合
43万円+10万円×{年金・給与所得者数-1}以下の世帯	7割(34,136円軽減)
43万円+(28.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×{年金・給与所得者数-1}以下の世帯	5割(24,383円軽減)
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×{年金・給与所得者数-1}以下の世帯	2割(9,753円軽減)

※65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

※収入の状況や世帯の構成によって、基準が異なります。

※令和2年度の軽減特例(7.75割軽減)は、後期高齢者医療制度の創設(平成20年度)から当面の暫定措置として実施されてきましたが、世代間の公平を図る観点なども踏まえ、令和3年度からは制度本来の仕組み(7割軽減)になりました。